

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 私学・高等教育課 | 整理番号 | 5-6 |
|-----------------------------|---|----------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄附行為の認可、変更の認可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 私立学校法第64条第5項 | | | |
| 許認可等の概要 | 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)の寄附行為の認可及び変更の認可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | 「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(別紙のとおり) | | | |
| 基準の制定根拠 | ・学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(平成6年9月30日制定) | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 4月(寄附行為認可、寄附行為変更認可の場合) 6月(校舎の建築工事が不要な私立学校等の設置に係る寄附行為認可の場合) | | | |
| 期間の制定根拠 | ・学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(平成6年9月30日制定) | | | |